

後期高齢者(長寿)医療制度の保険料のお知らせ

75歳(一定の障がいのある方は65歳)以上の方は、後期高齢者医療制度に加入し、保険料を負担していただくことになっています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

保険料の決まり方

保険料年額 (限度額：50万円)
※個人単位で計算され、県内一律です

均等割額

一人当たり
39,310円

+

所得割額

基礎控除後の総所得
× 所得割率7.39%

保険料を減額する軽減措置や経過措置があります

所得の低い方
↓
世帯の所得水準に応じ、
均等割額を軽減します。

7割 軽減	5割 軽減	2割 軽減
----------	----------	----------

※1
社会保険などの被扶養者だった方は、均等割額だけの保険料となり、平成20年9月まではその全額を軽減し、10月から平成21年3月まで9割軽減されます。

国民健康保険の保険料との比較

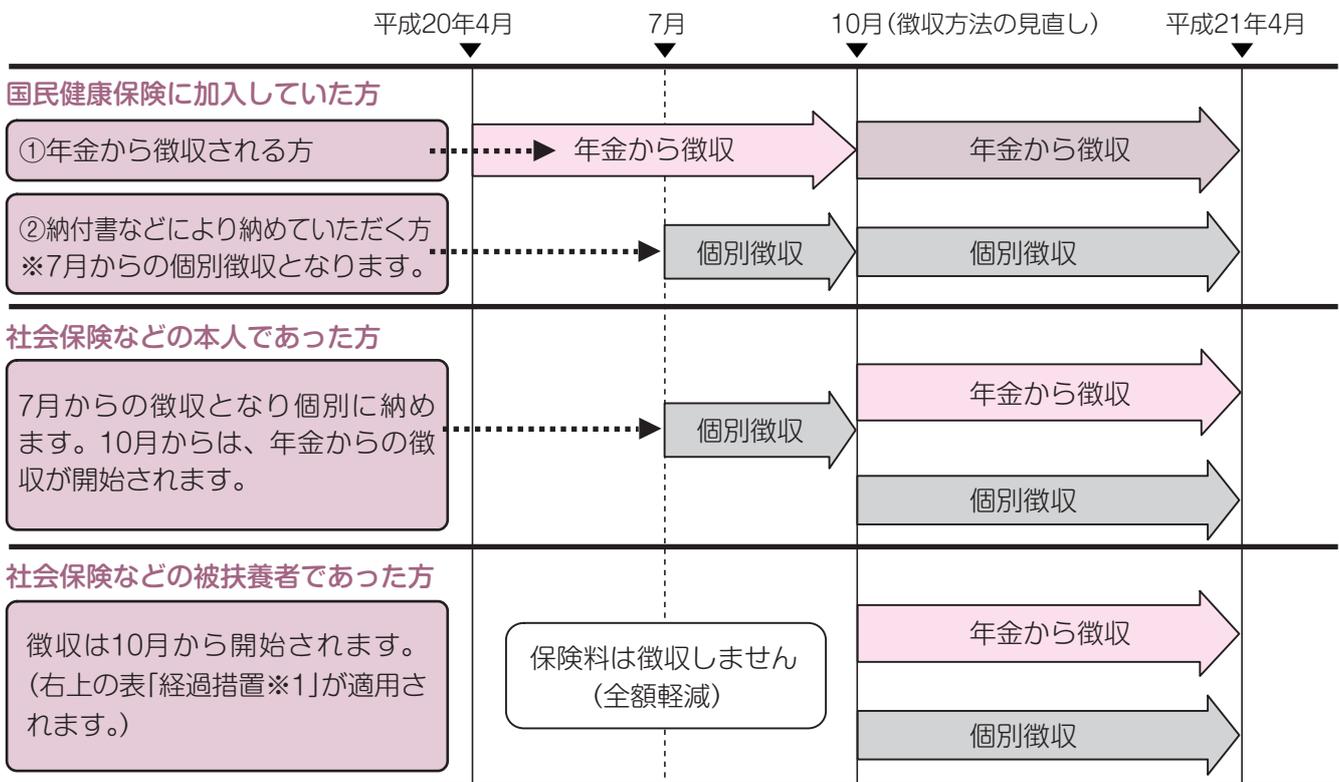
年額・固定資産なしの場合

	年金収入額	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料
単身世帯で、年金収入 のみの場合	153万円以下	16,500円	11,700円
	200万円	71,300円	66,100円
夫婦のみで、収入が年金 だけの場合(妻の年金が 135万円以下)	夫：160万円	28,900円(世帯)	28,600円(夫婦合計)
	夫：200万円	93,700円(世帯)	97,500円(夫婦合計)

※後期高齢者医療制度に加入された方の国民健康保険料は不要となります。

※国民健康保険料は平成19年度の料率により計算してあります。

平成20年度の保険料の納め方：これまで加入していた医療保険によって納め方が違います。



※制度開始の直前に社会保険などの被扶養者となった方は、4月から特別徴収(年金からの徴収)が開始される場合があります。

※個別徴収の場合は、納付書または口座振替により納めていただくこととなります。

※10月に徴収方法を見直すため、徴収方法が変更となる場合があります。

問合せ先 **保険医療課**
☎35-3495